

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項中「及び次条」を「、次条、第 15 条及び第 15 条の 3」に改める。

第 9 条第 1 項中「日（次項）」を「日（同項）」に改める。

第 10 条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第 11 条第 1 項第 3 号中「第 3 項の」を「同項の」に改める。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て支援時間）

第 15 条の 3 子育て支援時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児である子で、満 12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの

- 2 子育て支援時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 第15条第3項の規定は、子育て支援時間について準用する。
第18条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

子育て支援時間を導入するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。